

令和8年度

市民税・県民税申告書

(宛先) 胎内市長

年 月 日提出

令和8年1月1日 現在の住所		フリガナ			自宅・携帯・勤務先
		氏名			
現住所	<input type="checkbox"/> 同上		電話		
個人番号		職業		生年月日	年 月 日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計
②五 雜損控除	損害の原因 損害金額 円	損害年月日 保険金などで補填される金額 円
②六 医療費控除	支払った医療費 スイッチOTC医薬品購入費 円	保険金などで補填される金額 円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	業	イ	
	不動産	産	ウ	
	利子	子	エ	
	配当	當	オ	
	給与	与	力	
	公的年金等	キ		
	雜業務	ク		
	その他の	ケ		
	総合譲渡	短 期	コ	
		長 期	サ	
		一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	(1)	
	農業	業	(2)	
	不動産	産	(3)	
	利子	子	(4)	
	配当	當	(5)	
	給与	与	(6)	
	公的年金等	(7)		
	雜業務	(8)		
	その他の	(9)		
	合計 (7 + 8 + 9)	(10)		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	(13)		
	小規模企業共済等掛金控除	(14)		
	生命保険料控除	(15)		
	地震保険料控除	(16)		
	寡婦、ひとり親控除	(17)～(18)		
	勤労学生、障害者控除	(19)～(20)		
	配偶者（特別）控除	(21)～(22)		
	扶養控除	(23)		
	基礎控除	(24)	430,000	
	雜損控除	(25)		
	医療費控除	(26)		
	合計	(27)		

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納稅方法

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

6 紙与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日 給	勤務 日数	月 収
1		円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			
勤 務 先 住 所			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

8 配当所得に関する事項

配当所得に関する事項	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
		・		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

9 税所得(公的年金等以外)に関する事項			
種目	所 得 の 生 ず る 場 所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	差引金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					口
	一時					ハ

11 事業専従者に関する事項

氏名		統柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
個人番号	11111111111111		明・大 昭・平	・・	円
個人番号	11111111111111		明・大 昭・平	・・	
個人番号	11111111111111		明・大 昭・平	・・	
		合計額			
		所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	

14 寄附金に関する事項

14 営利立に付する事項					
都道府県、市区町村分	円				
住所地の共同募金会、 目赤支部分					
条例指定分	<table border="1"> <tr> <td>新潟県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胎内市</td> <td></td> </tr> </table>	新潟県		胎内市	
新潟県					
胎内市					

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

各欄には、当該団体ごとに記載を記入してください。

「条例指定分」の「新潟県」、「胎内市」の各欄には、新潟県や胎内の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

ただし、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
個人番号	
個人番号	
個人番号	

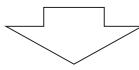
15 事業税に関する事項

13 事業税に関する事項			
非課税所得など	番号	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月	日

16 所得金額調整控除に関する事項

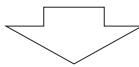
令和8年度の市・県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、胎内市に住んでいる人のうち



- ・所得税の確定申告を行う人や
- ・会社で年末調整をした人を

除き、原則として、次のいずれか1つに該当する人



令和7年中に

イ	農業所得や事業(商売を営んでいた)所得のあった人
ロ	地代、家賃の不動産所得や配当所得のあった人
ハ	給与の年末調整をしなかった人(退職して、その後就職しなかった人を含む)
ニ	内職やパートの収入があった人
ホ	給与と年金など、2種類以上の収入があった人
ヘ	2か所以上の給与等の支払者から給与を受けている人
ト	公的年金収入のみで、医療費控除、社会保険料控除、その他の所得控除を受けようとする人
チ	土地や建物を売って、代金を受け取った人
リ	その他の収入があった人
ヌ	市役所に、令和7年分の給与支払報告書が会社から提出されていない人

申告のときに持参するもの

給与所得者	年金収入者	左記以外の収入者
給与の源泉徴収票	年金の源泉徴収票又は 収入額の分かるもの	令和7年中の収入と支出の 分かるもの
<ul style="list-style-type: none">・国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等、社会保険料の支払額証明書又は領収証・生命保険、地震保険又は旧長期損害保険の支払額証明書・医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書・障害者手帳等障害者の確認ができる書類		
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード又は通知カード・本人確認ができる書類(運転免許証等)		

給与所得者、年金所得者等以外で下記に該当する人は申告をしてください。

- 所得証明・課税証明等の証明書の必要な人
- 国民健康保険又は、後期高齢者医療制度に加入されている人
- 市・県営住宅に入居されている人
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている人
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給されている人
- 更正医療費を受給されている人
- 国民年金の免除を受けようとする人

収入がなかった人は、『収入なし』と記入してください。

*ご自分で申告書を記入された方は、郵送で提出することもできます。

問い合わせ先 〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市役所 税務課 市民税係

TEL 43-6111 内線 1121・1122・1128